

とんだばやしし けんりじょうれい そあん
富田林市こどもの権利条 例 (素案)

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第 1 章 総 則 (第 1 条—第 3 条)

だい しょう けんり だい じょう
第 2 章 こどもの権利 (第 4 条)

だい しょう けんり ほしょう せきむ やくわり だい じょう だい じょう
第 3 章 こどもの権利を保障するための責務および役割 (第 5 条—第 9 条)

だい しょう けんり ほしょう すいしん だい じょう だい じょう
第 4 章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進 (第 10 条—第 14 条)

だい しょう けんり ようご きゅうさい だい じょう だい じょう
第 5 章 こどもの権利の擁護および救 済 (第 15 条—第 16 条)

だい しょう じょうれい すいしん だい じょう だい じょう
第 6 章 条 例 の推進 (第 17 条—第 19 条)

だい しょう ざっそく だい じょう
第 7 章 雑 則 (第 20 条)

ふそく
附 則

(こどもの^{おも}思い)

わたし じぶん いけん おも う と
私 たちこどもは、自 分の意見や思いを受け止めてもらえたらうれしいな。

わたし おも
そして、私 たちはこんな思いがかなうまちにしたいです。

いのち まも じぶん せいちょう
・ 命 が守られ、自分らしく成 長 したい。

いけん おも う と む あ まちが ひてい
・ 意見や思いを受け止めて向き合 っ てほしい。間 違 っ ていても、ただ否定するの

ではなく、理由^{りゆう}もちゃんと聞いてほしい。おたがいの意見^{いけん}を交換^{こうかん}して、おとなの意見^{いけん}もしっかりと聞き^きたい。

・自分^{じぶん}のペースで学^{まな}びたい。

・学校^{がっこう}や地域^{ちいき}で、気持ちよくすごしたい。

・安心^{あんしん}して安全^{あんぜん}に遊^{あそ}んだり、楽^{たの}しんだり、休^{やす}んだり、喜^{よろこ}んだり、学^{まな}んだり、経験^{けいけん}したい。

・いじめや暴力^{ぼうりよく}、差別^{さべつ}、虐待^{ぎやくたい}、ひいき、くらしの差^さがない、私^{わたし}たちにとってすごしやすい社会^{しゃかい}になってほしい。

・得意^{とくい}なことを活^いかせたり、リラックスできたり、友達^{ともだち}といっしょにいられるような安心^{あんしん}できる居場所^{いばしょ}がほしい。

(おとなへのメッセージ)

おとなのみなさん、私^{わたし}たち子どもをいつも見守^{みまも}ってくれてありがとう。

私^{わたし}たちは、幸^{しあわ}せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束^{やくそく}してほしいです。

・私^{わたし}たちは、色々^{いろいろ}な個性^{こせい}を持^もっています。どんな子どもも受け入^うれ、認^いめてほしいです。

・私^{わたし}たちは、おとなと同じように自分^{じぶん}で考^{かんが}えることや意見^{いけん}を伝^{つた}えることができます。でも、考^{かんが}える時間^{じかん}はください。そして、おとなは意見^{いけん}を聞き^きてそれになっこり笑顔^{えがお}で受け止^うめてほしいです。全部^{ぜんぶ}じゃなくていいです。でも、大事^{だいじ}なことは聞^きいてほしいです。そして、ダメなときは理由^{りゆう}も教^{おし}えてください。

・ 私たちが、分かりやすく、楽しめる学習や教育を受けたり、気持ちよく生活

したりする環境をつくってください。学校じゃなくても学びやすい環境をつくってほしいです。

・ 私たちには、好きなことをしたり、一人でゆっくりしたりする時間も必要と

いうことを分かってほしいです。おとなだけでなく子どももみんな一緒だと思

・ 私たちが、どんな道を選んでも、認めて、一人ひとりに合わせた応援をして

ほしいです。失敗しても私たちにとっては宝物です。

・ 私たちにいじめや差別、虐待などしないでほしいです。そして、つらいとき、

困ったときのサインを見落とさないで助けてください。

・ おとなのみなさんが考えてやってくれたことを、私たちにも分かるように教えてほしいです。

・ 私たちみんなにこどもの権利があります。すべての人にこどもの権利を分か

ってほしいです。子どもだけやおとなだけではなく、どちらにも関係する大切なことです。

・ おとなの時代とこどもの時代はちがいます。意見をおしつけしないで、こどもに

とって、最もよいことを一緒に考えてください。

(市やおとなの決意)

この条例は、「こどもの声を聴く取組」を通じて、子どもと一緒に作りました。

こどもが語^{かた}ってくれた思^{おも}いや願^{ねが}いは、かけがえのない宝^{たからもの}物^{もの}です。私^{わたし}たち市^しやお

となは、この貴^{きちよう}重^{こえ}な声^{むね}を胸^{きざ}に刻^{あゆ}み、こどもとともに歩^{けつ}む決^{けつ}意^いをします。

すべてのこどもは、今^{いま}を生^いきる権^{けん}利^りの主^{しゅ}体^{たい}であり、地^ち域^{いき}社^{しゃ}会^{かい}の一^{いち}員^{いん}です。一^{ひとり}人^{にん}

ひとりがありのま^{じぶん}まの自^じ分^{ぶん}で、自^い分^{ぶん}らしく生^いきるこ^{たい}がで^{せつ}きる大^{そん}切^{ざい}な存^{そん}在^{ざい}です。

私^{わたし}たち市^しやおとなは、こども^{けんり}の権^{けん}利^りを保^ほ障^{しょう}するた^{やく}め^{そく}に、こ^{やく}のよ^{そく}うなこ^{やく}とを約^{やく}束^{そく}

します。

・ど^りのよ^{ゆう}うな理^さ由^{べつ}でも差^{あん}別^{しん}さ^いれるこ^{そだ}となく、安^{そだ}心^{そだ}して生^{そだ}き、育^{そだ}つこ^{そだ}がで^{そだ}きる

環^{かん}境^{きよう}をつ^{かん}く^{きよう}ります。

・こ^いども^{けん}の意^い見^{けん}、考^{かん}え、気^き持^もち等^{とう}を真^{しん}摯^しに聴^きき、尊^{そん}重^{ちよう}します。

・こ^{けん}ども^りの権^{けん}利^りを理^り解^{かい}し、こ^{さい}ども^{ぜん}の最^り善^{えき}の利^{だい}益^{いち}を第^{かん}一^がに考^{かん}え^がます。

・こ^こども^まが困^{あん}った^{しん}とき^そに、安^そ心^{だん}して相^そ談^{だん}で^そきるよ^そうに^そします。

・一^{ひとり}人^{ひとり}ひと^{ひとり}りのこ^こども^{せい}の個^{たい}性^{せつ}を大^{たい}切^{せつ}に^{たい}します。

・ま^{ぜん}ち^{たい}全^{ぜん}体^{たい}でこ^みども^まを見^み守^{まも}り、支^し援^{えん}します。

こ^にこ^にに、日^に本^{ほん}国^{こく}憲^{けん}法^{ぽう}、子^こども^{けん}の権^{けん}利^り条^{じよう}約^{やく}お^よびこ^きども^{ほん}基^き本^{ほん}法^{ぽう}に基^{もと}づ^{もと}き、こ^{もと}ど^{もと}とも^{とも}に、ま^{ぜん}ち^{たい}全^{ぜん}体^{たい}でこ^{けん}ども^りの権^{けん}利^りを保^ほ障^{しょう}するま^{すい}ち^{しん}づ^{すい}く^{しん}りを推^い進^まし、今^{いま}と未^み来^{らい}

のす^{けん}べ^りて^りのこ^{しゅ}ども^{たい}が、権^{けん}利^りの主^{しゅ}体^{たい}と^{そん}して尊^{そん}重^{ちよう}さ^{じぶん}れ、自^{あん}分^{しん}らしく、安^{しあ}心^わして、幸^{しあ}

せ^いに生^いきるこ^{じつ}がで^{げん}きるま^{じつ}ち^{げん}を^{じつ}実^{げん}現^{げん}するこ^{じよう}とをめ^{せい}ざ^{せい}し、こ^{じよう}の条^{せい}例^{せい}を^{せい}制^{せい}定^{せい}します。

第^{だい}1^{しやう}章^{そう} 総^{そう}則^{そく}

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい いま みらい
第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、
ぜんたい けんり ほしやう すいしん
まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こども
けんり しゅたい さんちやう じぶん あんしん しあわ い
が権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることが
じつげん もくてき
できるまちを実現することを目的とします。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによります。

(1) こども しない きよじゅう つうがく つうきん もの しない かつどう
る者のうち18歳未満の者またはこれらの者と等しく権利を認められ
るものが適切な者をいいます。

(2) ほごしや おや さとおや た おや か よういく もの
保護者 親または里親その他の親に代わりこどもを養育する者をい
います。

(3) しみんとう つぎ かか もの
市民等 次に掲げる者をいいます。

ア しない きよじゅう つうがく つうきん もの
市内に居住し、通学し、または通勤する者

イ しない じぎやう いとな こじん ほうじん だんたい い か じぎやうしや
市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」とい
います。）

ウ しない かつどう おこな こじん ほうじん だんたい
市内で活動を行う個人、法人または団体

(4) そだ まな しせつとう しない ほいくしよ ようちえん にんてい えん がっこう
育ち学ぶ施設等 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校そ

た 他 の こども が 育ち、^{そだ} 学び、^{まな} 活動 する ために ^{かつどう} 利用 する ^{りよう} 施設 を ^{しせつ} 運営 し、ま

た は 市内 で こども が 育ち、^{そだ} 学ぶ ための ^{まな} 活動 を ^{かつどう} 行 う ^{おこな} 個人、^{こじん} 法人 も し く は

^{だんたい} 団 体 を い い ます。

^{きほんりねん}
(基本理念)

^{だい} ^{じょう} 第 3 条 こども の ^{けんり} 権利 の ^{ほしょう} 保障 は、^{つぎ} 次 に ^{さだ} 定め る ^{かんが} 考 え 方 を ^{かた} 基本 理念 と し ます。

(1) こども は、^{けんり} 権利 の ^{しゅたい} 主 体 で あ り、^{りゆう} ど の よう な 理 由 で も ^{さべつ} 差 別 さ れ ず に、あ

り の ま ま の ^{じぶん} 自 分 で ^{じぶん} 自 分 ら し く ^い 生 き る こ と が で き る こ と。

(2) こども は、^{あんしん} 安 心 し て 生 き、^い 育 つ こ と が で き る こ と。

(3) こども は、^{じぶん} 自 分 の ^{いけん} 意 見、^{かんが} 考 え、^{きもとう} 気 持 ち 等 (以 下「^{いけんとう} 意 見 等」とい い ます。)

^き を 聴 か れ、^{ひょうめい} 表 明 する こ と が で き、^{いけんとう} そ の 意 見 等 が ^{そんちょう} 尊 重 さ れ る こ と。

(4) こども は、こども の ^{けんり} 権利 を ^{りかい} 理 解 さ れ、^{そんちょう} 尊 重 さ れ、こども に と つ て ^{さいぜん} 最 善

^{りえき} の 利 益 を 第 一 に ^{だいいち} 考 え ら れ る こ と。

^{だい} ^{しょう} 第 2 章 こども の ^{けんり} 権 利

(こども の 権利 の 保障)

^{だい} ^{じょう} 第 4 条 こども は、^{にほんこくけんぽう} 日 本 国 憲 法、^{じどう} 児 童 の ^{けんり} 権 利 に 関 す る ^{かん} 条 約 (平 成 6 年 条 約 第 2

^{ごう} 号。以 下「^い 子 ども の ^こ 権 利 条 約」とい い ます。) お よ び こども 基 本 法 (^{きほんほう} 令 和 4 年

^{ほうりつだい} 法 律 第 7 7 号) に 基 づ き、^{ごう} 権 利 の 主 体 と し て、^{もと} す べ て の こども の ^{けんり} 権 利 が ^{ほしょう} 保 障 さ れ ます。

2 つぎ かか けんり ほしょう ぜんたい じゅうてんてき と く
次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。

(1) どのような理由でも差別されない権利

(2) あらゆる暴力から守られる権利

(3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利

(4) 自分に関わることに参加する権利

(5) 安心して生き、育つ権利

(6) ありのままの自分で生きる権利

(7) 休む・遊ぶ権利

(8) 学ぶ権利

(9) 相談する権利

(10) 必要な支援を受ける権利

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

(共通の責務)

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を理解し、
尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等を聴き、こ
どもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見等を尊重し、こどもに
とって最善の利益を第一に考えます。

3 すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、

経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害（以下「こどもの権利侵害」といいます。）を行ってはいけません。

4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが安心して生き、育つことができるよう、まち全体でこどもを見守り、支援します。

（市の責務）

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する責務を有します。

2 市は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。

3 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、こどもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもが安心して生きることができる環境をこどもとともに育んでいきます。

2 保護者は、こどもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等につ

いて、市、^し育ち^{そだ}学^{まな}ぶ^し施設^{せつとう}等^{かんけいき}および^{かん}関係^{そうだん}機^{しえん}関^{もと}に相談し、または支援を求めることができます。

- 3 保護^{ほご}者^{しゃ}は、市、^し市民^{しみん}等^{とう}および^{そだ}育ち^{まな}学^しぶ^{せつとう}施設^{れんけい}等^{けんり}と連携し、こどもの^{ほしょう}権利を保障するまちづくりをともに^{かんが}考^{きょうりよく}え、協^{きょうりよく}力していきます。

(^{しみん}市民^{やくわり}等の役割)

第8条 ^{だい}市^{じょう}民^{しみん}等^{とう}は、こどもの^{けんり}権利^{ほしょう}を保障するまちづくりの^{すいしん}推^{きょうりよく}進に協^{きょうりよく}力するよう努^{つと}めます。

- 2 事業^{じぎょう}者^{しゃ}は、その^{じゅうぎょういん}従^し業^{ごと}員^こが^{そだ}仕事と^{りょうりつ}子育^{けんり}てを^{ほしょう}両立し、こどもの^{けんり}権利を保障することができる^{かんきょう}環^{かく}境^ほの^{つと}確^{つと}保に努^{つと}めます。

(^{そだ}育ち^{まな}学^しぶ^{せつとう}施設^{やくわり}等の役割)

第9条 ^{だい}育ち^{じょう}学^{そだ}ぶ^{まな}施設^し等^{せつとう}は、^{まな}学^{たいけん}び、^{あそ}体^{とう}験、^{つう}遊^{じぶん}び等を通じて、こどもが^{じぶん}自分らしく、^{あんしん}安^い心して^{そだ}生^{かんきょう}き、^き育^{かい}つこ^{かく}うことができる^ほ環^{かんきょう}境^きおよび^{かく}機^{かい}会^{かく}を^ほ確^ほ保^ほします。

- 2 ^{そだ}育ち^{まな}学^しぶ^{せつとう}施設^し等^{ほご}は、市、^し保^{ほご}護^{しゃ}者^{しみん}および^{きょうりよく}市民^{れんけい}等^{けんり}と協^{すいしん}力^{すいしん}および^{けんり}連^{けんり}携^{けんり}し、こどもの^{ほしょう}権利を保障するまちづくりを^{すいしん}推^{すいしん}進^{すいしん}します。

- 3 ^{そだ}育ち^{まな}学^しぶ^{せつとう}施設^{かんけいき}等^{かん}は、^{きょうりよく}関係^{けんり}機^{けんり}関^{けんり}と協^{けんり}力^{けんり}し、こどもの^{けんり}権利^{しんがい}侵^{ぼうし}害^{ぼうし}を防止および^{きゅうさい}救^{きゅうさい}済^{きゅうさい}します。

第4章 ^{だい}こ^{しやう}ども^{けんり}の^{ほしょう}権利^{すいしん}を保障するまちづくりの^{すいしん}推^{すいしん}進^{すいしん}

(こどもの^{けんり}権利^{しやうち}の^{けいはつ}周^{けいはつ}知^{けいはつ}および^{けいはつ}啓^{けいはつ}発^{けいはつ})

だい じょう 第10条 こどもは、こ けんりじょうやく 子どもの権利条約およびこの じょうれい 条例について、し 知ることが
ができます。

2 し 市は、こども、ほごしゃ 保護者、しみんとう 市民等、そだ まな しせつとう 育ち学ぶ施設等および市の しょくいん 職員が、こど
もの けんり 権利について りかい 理解と かんしん 関心を深めることができるよう、こ けんりじょうやく 子どもの権利条約
およびこの じょうれい 条例の せっきよくてき しゅうち 積極的な周知および けいはつ おこな 啓発を行います。

3 し 市は、こどもがこどもの けんり まな たよう きかい もう 権利を学ぶ多様な機会を設けます。

4 し 市は、ほごしゃ 保護者、しみんとう 市民等、そだ まな しせつとう 育ち学ぶ施設等および市の しょくいん 職員が、こどもの けんり
知る 多様な機会を設けます。

5 し 市は、こども、ほごしゃ 保護者、しみんとう 市民等および 育ち学ぶ施設等が、こどもの けんり 権利につ
いて りかい 理解と かんしん 関心を深めることができるよう、とんだばやしし 富田林市こどもの けんり ひ 権利の日を定め
ます。

6 とんだばやしし 富田林市こどもの けんり ひ 権利の日は、1 1 月 2 0 日とします。

(こどもの けんりしんがい 権利侵害の ぼうし 防止および きゅうさい 救済)

だい じょう 第11条 こどもは、こどもの けんりしんがい 権利侵害を 受けたとき、または 受ける おそれが
あるときは、ひつよう しえん う 必要な支援を受けることができます。

2 し 市、ほごしゃ 保護者、しみんとう 市民等および 育ち学ぶ施設等は、こどもの けんりしんがい 権利侵害の ぼうし
び 早期発見に努めます。

3 し 市および 育ち学ぶ施設等は、こどもの けんりしんがい 権利侵害を 受けた こどもを 適切かつ
じんそく きゅうさい 迅速に 救済するため、かんけいき かん 関係機関と れんけい 連携し、ひつよう しえん おこな 必要な支援を行います。

4 市^しおよび育^{そだ}ち学^{まな}ぶ施^し設^{せつ}等^{とう}は、その職^{しょく}員^{いん}等^{とう}に^{たい}対^{たい}し、前^{ぜん}項^{こう}の支^し援^{えん}を^{おこな}行^{おこな}うた^ために

必^{ひつ}要^{よう}な知^ち識^{しき}を学^{まな}ぶ機^き会^{かい}を^{もう}設^{もう}け^けま^ます。

(こ^いど^{けん}も^ひの^{ひょう}意^{めい}見^い表^{さん}明^かお^およ^よび^{さん}参^か加^か)

第^{だい}1^{じゅう}2^{じゅう}条^{じょう} こ^{じゅう}ど^{じゅう}も^{ぶん}は、自^い由^{けん}に自^ひ分^{ひょう}の^{めい}意^い見^{けん}等^{とう}を^{ひょう}表^{めい}明^{めい}す^{めい}る^{めい}こ^{じゅう}と^{ぶん}が^かで^かき^か、自^じ分^{ぶん}に^{かん}関^{かん}わ^わる^わ

こ^{さん}と^かに^{さん}参^{さん}加^かす^かる^かこ^{さん}と^かが^かで^かき^かま^ます。

2 こ^いど^{けん}も^ひは、意^い見^{けん}等^{とう}を^{ひょう}表^{めい}明^{めい}す^{めい}る^{めい}た^めに^{めい}、必^{ひつ}要^{よう}な情^{じょう}報^{ほう}を^え得^えたり^え、意^い見^{けん}等^{とう}を^{けい}形^{せい}成^{せい}

す^しる^{えん}た^うめ^うの^う支^し援^{えん}を^う受^うけ^うたり^うす^うこ^しと^{えん}が^{えん}で^{えん}き^{えん}ま^{えん}す。

3 市^し、保^ほ護^ご者^{しゃ}、市^し民^{みん}等^{とう}お^{そだ}よ^{まな}び^し育^しち^せ学^{せつ}ぶ^{とう}施^し設^{せつ}等^{とう}は、こ^いど^{けん}も^ひに^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}の^{ひょう}表^{めい}明^{めい}を^{きょう}強^{よう}要^{よう}

し^{ひょう}、ま^{めい}た^{めい}は^{めい}表^{めい}明^{めい}した^{めい}こ^ふと^りによる^{えき}不^ふ利^り益^{えき}な^{えき}取^と扱^あい^つを^して^はい^けま^せん。

4 市^しは、こ^{かん}ど^{かん}も^{かん}に^{かん}関^{かん}する^{かん}こ^いと^いう^いについて^い、こ^いど^いも^いが^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}を^{ひょう}表^{めい}明^{めい}で^{めい}き^{めい}る^{めい}こ^{かん}と^{かん}が^{かん}機^き会^{かい}を^{もう}設^{もう}け^けま^ます。

5 市^しは、こ^{かん}ど^{かん}も^{かん}に^{かん}関^{かん}する^{かん}施^し策^{さく}の^り立^り案^{あん}、実^じ施^し結^{けつ}果^かの^{ひょう}評^{めい}価^か等^{とう}を^{おこな}行^{おこな}う^{おこな}た^{おこな}きは、こ^いど^いも^いに^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}を^き聴^きき、こ^いど^いも^いが^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}を^{ひょう}表^{めい}明^{めい}し^{めい}、ま^{さん}た^{さん}は^{さん}参^{さん}加^かで^かき^かる^かこ^{かん}と^{かん}が^{かん}機^き会^{かい}を^{もう}設^{もう}け^けま^ます。

6 市^しは、前^{ぜん}項^{こう}の^き機^{かい}会^{かい}を^{もう}設^{もう}け^ける^{めい}た^めきは、こ^{ねん}ど^{ねん}も^{ねん}の^{ねん}年^{ねん}齢^{れい}、発^は達^{たつ}お^{じょう}よ^{じょう}び^{きょう}状^{じょう}況^{きょう}に^{はい}配^{はい}慮^{りょ}

した^た多^た様^{よう}な^{しゅ}手^{しゅ}法^{ほう}を^{もち}用^{もち}い^{もち}ま^{もち}す。

7 市^しは、こ^いど^いも^いの^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}を^{そん}尊^{そん}重^{ちゅう}し^{ちゅう}、こ^{かん}ど^{かん}も^{かん}に^{かん}関^{かん}する^{かん}施^し策^{さく}等^{とう}に^{はん}反^{はん}映^{えい}する^{つと}よう^{つと}努^{つと}め^{つと}ま^{つと}す。

8 市^しは、こ^いど^いも^いの^い意^{けん}見^{けん}等^{とう}に^{たい}対^{たい}し、こ^{かん}ど^{かん}も^{かん}に^{かん}フ^ふィ^いード^どバ^ばック^くする^き機^{かい}会^{かい}を^{もう}設^{もう}け^けま^ます。

9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

(こどもの相談)

第13条 市は、こどもは、悩み、困りごと、意見等について、気軽に相談することができます。

2 市は、こども自身が気軽に安心して相談できる機会を設けます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもが気軽に安心して相談できる環境づくりに努めます。

4 こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

(こどもの権利を保障する施策の推進)

第14条 市は、すべてのこどもがだれ一人取り残されることなく、その権利が守られ、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

2 市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。

3 市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。

4 市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。

5 市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭等の状況に応じた支援を行います。

6 市は、こどもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設等と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援します。

第5章 こどもの権利の擁護および救済

(富田林市こどもの権利擁護委員会の設置)

第15条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済のために、

市長の附属機関として、富田林市こどもの権利擁護委員会（以下「擁護委員会」といいます。）を設置します。

2 擁護委員会は、第3条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。

(1) 相談に応じ、必要な支援をすること。

(2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。

(3) 前号の調査または調整の結果、擁護委員会が必要と認めるときは、

関係者に勧告、意見表明または要請を行うこと。

(4) 制度の改善等、市に意見を述べること。

(5) こどもの権利^{けんり}および擁護^{ようご}委員会^{いいんかい}について、周知^{しゅうち}および啓発^{けいはつ}を行^{おこな}うこと。

3 擁護委員会^{ようごいいんかい}は、委員^{いいん}3人以内^{にんい}で組織^{そしき}します。

4 委員^{いいん}は、次の要件^{つぎ}を満た^{ようけん}す者のうち^みから、市長^{もの}が委嘱^{しちょう}します。

(1) こどもの権利^{けんり}に関し識見^{かん}を有^{しきけん}すること。

(2) 第2項各号^{だい}に掲げる擁護委員会^{ようごいいんかい}の職務^{しよくむ}（以下「擁護委員会^{ようごいいんかい}の職務^{しよくむ}」と
いいます。）の遂行^{すいこう}について、利害関係^{りがいかんけい}がないこと。

5 委員^{いいん}の任期^{にんき}は、委嘱^{いしよく}の日^ひから3年^{ねん}とし、再任^{さいにん}を妨^{さまた}げません。ただし、補欠^{ほけつ}の
委員^{いいん}の任期^{にんき}は、前任者^{ぜんにんしゃ}の残任期間^{ざんにんきかん}とします。

6 市長^{しちょう}は、委員^{いいん}が心身^{しんしん}の故障^{こしょう}のために職務^{しよくむ}を行^{おこな}うことができないと認め^{みと}ると
き、または委員^{いいん}に職務^{しよくむ}上の義務違反^{ぎむいはん}その他委員^{たいいいん}としてふさわしくない非行^{ひこう}が
あると認め^{みと}るときは、これを解嘱^{かいしよく}することができます。

7 委員^{いいん}は、擁護委員会^{ようごいいんかい}の職務^{しよくむ}の遂行^{すいこう}にあたり、次に掲げる事項^{つぎ}を遵守^{かか}しな
ければなりません。

(1) こどもの権利^{けんり}の擁護者^{ようごしゃ}として、こどもに意見等^{いけんとう}を聴^きき、こどもの最善^{さいぜん}
の利益^{りえき}を図^{はか}るよう努め^{つと}ること。

(2) 関係機関^{かんけいきかん}および関係者^{かんけいしゃ}と連携^{れんけい}を図^{はか}り、職務^{しよくむ}の円滑^{えんかつ}な遂行^{すいこう}に努め^{つと}ること。

(3) 職務^{しよくむ}上知り得^した秘密^えを漏^{ひみつ}らさないこと。委員^{いいん}の職^{しよく}を離^{はな}れた後^{あと}も同様^{どうよう}
とします。

8 擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

9 委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。

10 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理します。

11 市は、擁護委員会の独立性を尊重しなければなりません。

12 市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。

13 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。

14 市は、擁護委員会から第2項第3号または第4号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。

（相談・調査専門員）

第16条 市長は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、こどもの権利に係

る相談・調査専門員（次項において「相談・調査専門員」といいます。）を置きます。

2 相談・調査専門員は、擁護委員会と緊密に連携し、擁護委員会の職務を支援します。

第6章 条例の推進

(計画)

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「こども計画」といいます。）を定めます。

2 こども計画は、こども基本法第10条第2項の規定により策定するこども施策についての計画とします。

3 市は、こども計画の策定にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。

5 市は、この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。

(評価および検証)

第18条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年富田林市条例第29号）に基づく富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴きます。

3 市は、評価および検証にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに

いけんとう き いけんとう ひょうめい さんか きかい もう
意見等を聴き、こどもが意見等を表示し、または参加できる機会を設けます。

4 し ひょうか けんしょう けっか こうひょう ひつよう おう
市は、評価および検証の結果について、公表するとともに、必要に応じて
かいぜん おこな
改善を行います。

かんけいき かん れんけい しさく けいかく せいごう
(関係機関との連携ならびに施策および計画との整合)

だい じょう し けんり ほしょう しさく てきせつ えんかつ おこな
第19条 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われ
るよう、かんけいき かん れんけい
関係機関と連携します。

2 し かん しさく すいしん けいかく さくてい けんり
市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたり、こどもの権利
てきせつ えんかつ ほしょう じょうれい せいごう はか
が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

だい しょう ざっそく 第7章 雑則

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう かん ひつよう じこう
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
しちょう べつ さだ
は、市長が別に定めます。

ふ そく 附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう だい しょう きてい
この条例は、令和8年7月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、
こうふ ひ きさん ねん こ はんいなく きそく さだ ひ しこう
公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行
します。